小規模個人再生による再生計画取消

平成２１年（再イ）第２号

群馬県渋川市八木原1162番地２、再生計画認可決定時の住所群馬県渋川市石原1022番地１　サンハイツ203号

再生債務者　白石　正人

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成21年７月10日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成26年９月５日

前橋地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１００４６号

東京都渋谷区本町２―39―６―102

再生債務者　川邊　弘樹

1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年10月２日まで

4　一般異議申述期間　平成26年10月16日から平成26年11月６日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００４７号

東京都板橋区仲宿15―１―111

再生債務者　菊地　靖夫

1　決定年月日時　平成26年９月４日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年10月２日まで

4　一般異議申述期間　平成26年10月16日から平成26年11月６日まで

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第５号

高知市葛島２丁目６番13―501号

再生債務者　山本　伸夫

1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年10月３日まで

4　一般異議申述期間　平成26年10月10日から平成26年10月24日まで

高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再ロ）第１号

佐賀市鍋島３丁目15番16号　フレグランス田口Ａ102

再生債務者　小林知恵子

1　決定年月日時　平成26年９月５日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成26年10月３日まで

4　一般異議申述期間　平成26年10月17日から平成26年10月24日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１００２０号

千葉県市川市須和田２―23―14

再生債務者　児玉　次郎

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年７月24日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年９月18日まで

平成26年９月４日

東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１号

香川県仲多度郡まんのう町吉野下170番地１　クローブスクエアＣ203号

再生債務者　福﨑　純子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年10月３日まで

平成26年９月５日　高松地方裁判所丸亀支部

給与所得者等再生による再生手続廃止

平成２５年（再ロ）第１８号

横浜市保土ケ谷区上菅田町144番地14

再生債務者　半澤　克弘

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法243条２号に定める事由がある。

平成26年９月５日

横浜地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することといたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.kel-kts.co.jp/

（こ）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年八月十八日

掲載貢　二十九貢（号外第一八三号）

平成二十六年九月十六日

東京都江東区越中島二丁目一番三八号

（甲）ケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社

代表取締役　酒井　峰夫

東京都中央区京橋二丁目一七番五号

（こ）ケー・イー・エル・マネージメント・サービス株式会社

代表取締役　原田　修一

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年九月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年九月三日

掲載貢　三十貢（号外第一九七号）

（こ）計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年九月十六日

東京都石神井町三丁目一〇番三〇―四〇一号　（甲）株式会社エス・イナガキ

代表取締役　稲垣　早苗

東京都豊島区西池袋四丁目二四番一四号

（こ）有限会社長崎商事

代表取締役　中田　節子

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十六年十一月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十六年九月五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十六日

掲載貢　一八一貢（号外第一四三号）

（こ）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十六日

掲載貢　一八二貢（号外第一四三号）

平成二十六年九月十六日

東京都世田谷区松原三丁目四一番五号

（甲）株式会社Ｊ．ｆｒｏｍＤ．

代表取締役　榊山　重勝

東京都世田谷区松原三丁目四一番五号

（こ）株式会社まごころ人

代表取締役　榊山　重勝

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月十八日

掲載貢　一〇一貢（号外第一三六号）

（こ）確定した最終事業年度はありません。

平成二十六年九月十六日

東京都文京区小石川一丁目四番一号住友不動産後楽園ビル

（甲）株式会社ＡＣＲＯＮＥＴ

代表取締役　加藤　浩一

東京都千代田区神田練塀町三番地インテージ秋葉原ビル

（こ）エイツーヘルスケア株式会社

代表取締役　市川　宏司